

# 間税会ニュース

令和7年9月15日  
No. 74

 福岡国税局  
間税会連合会

〒819-0046 福岡市西区西の丘2丁目16番11号 上田正浩税理士事務所内 TEL 092(885)8326  
FAX 092(400)2831

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：直方市教育委員会

## 直方市石炭記念館【国指定史跡】（福岡県直方市）

日本の近代化の歴史を今に伝える、国指定史跡。筑豊炭田は明治の初めから昭和51年までの約100年間に約8億トンの石炭を産出し、日本の産業発展、近代化に貢献してきました。筑豊の炭鉱が閉山によって少なくなった昭和46年、「炭鉱の歴史」を後世に伝えるため、直方市石炭記念館が誕生しました。直方市石炭記念館には筑豊石炭鉱業組合直方会議所、救命器収納倉庫、救護練習模擬坑道などの貴重な建物があります。中でも本館である旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所と救護練習所模擬坑道は平成30年より「筑豊炭田遺跡群」として三井田川鉱業所伊田抗跡（田川市）、目尾炭鉱跡（飯塚市）と共に国指定史跡となっています。（直方市・石炭記念館公式ホームページ）

### （目次）

●活動報告	2	●活動報告	7
●祝辞	3	●「税を考える週間」等において活用する パンフレット等について	8
●会長顕彰	4	●税情報(国の財政等)	12
●福岡局間連役員名簿(専門委員会別)	5	●広告	16
●福岡国税局幹部間税会担当者のご紹介	6	●税情報(国税局からのお知らせ)	20



# 活動報告

## 第52回通常総会を開催 ～大石国税局長 記念講演～

福岡国税局間税会連合会

開催日：令和7年6月5日（木）

場所：オリエンタル福岡・博多ステーション

福岡間連第52回通常総会は去る6月5日（木）に福岡市博多区のオリエンタル福岡・博多ステーションで開催されました。当日はご来賓として、福岡国税局から大石局長、長尾課税第二部長、上野消費税課長並びに林福岡税務署長、金子博多税務署長、岩下佐賀税務署長、鶴崎長崎税務署長、また、全国間税会総連合会及び関係友誼団体から多数のご臨席を賜りました。

安恒副会長の「開会のことば」①で総会が開始され、河野会長から会の活性化及び組織の拡大について力強いご挨拶がありました。②③

続いて議長に河野会長を選出して議事に入り、提出5議案は、いずれも満場一致で可決されました。

休憩を挟み、ご来賓14名入場後「物故者への黙とう」、引き続き、功績者④、永年在職功労者、組織拡大功労団体、会員加入勸奨功労者の各表彰が行われ、特に、今回は博多間税会の富田直良氏（新福岡間連青年部長）が1人で20名会員加入を成し遂げたことが快挙でした。その後大石福岡国税局長と關口全間連会長代行（代読：黄瀬全間連副会長）からご祝辞をいただきました。記念講演はご来賓でもお見えいただいている福岡国税局長の大石一郎様⑤から「地経学的視点から見た国際経済」と題して、長年の国際社会での類まれなるご経験からのお話があり、大変好評でした。懇親会は全間連から「モデル会」に指定されている西福岡間税会の会長でもある橋本副会長からの開演のことばの後、国税局 長尾雅博課税第二部長の乾杯の発声で始められました。料理も美味しく大変盛り上がりあつという間の時間でした。最後は新井副会長の閉演のことばで終了しました。

今回も来賓の方々を含め128名のご参加をいただき成功裡に会を終結することができました。

ご出席いただきました全ての皆様及び関係者の皆様に改めてお礼を申し上げます。



①開演のことば



②河野会長ごあいさつ



③総会風景



④納税功労表彰



⑤記念講演：大好評 大石一郎様



税のしるべ 令和7年6月16日号



## 祝 辞

福岡国税局長

大石 一郎 様

本日、ここに「福岡国税局間税会連合会第52回通常総会」が盛大に挙行政され、すべての議事が滞りなく終了されましたことを、心からお喜び申し上げます。

間税会の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

また、役員の皆様におかれましては、間税会の発展のために御尽力いただいておりますことに、敬意を表しますとともに、河野会長を中心に、皆様のお力をより一層発揮され、間税会の発展に寄与されることを期待しております。

加えて、先ほどの会長顕彰における表彰は、間税会の発展に対する受彰者の皆様の、長年に渡る御貢献の賜物であり、本日の受彰を心からお祝い申し上げます。

福岡国税局間税会連合会におかれましては、昭和48年3月の発足以来、消費税を含めた間接税に関する民間団体として、会長をはじめとする役員の皆様の力強いリーダーシップの下、消費税のあり方等についての提言活動や、福岡国税局管内の31間税会の活動支援に努めてこられました。

各間税会におかれましても、「消費税完納運動の推進」や、「世界の消費税クリアファイル」を活用した租税教室など、税に関する啓発活動に積極的に取り組まれ、消費税に関する正しい知識の普及や、納税道義の高揚に寄与されておられます。

特に「税の標語」の募集活動は、平成30年度から国税庁後援事業となり、税の啓蒙・PRと子供から大人までを含めた租税教育に大きな役割を果たすなど、間税会の代表的な活動として積極的に取り組んでおられます。

各間税会におけるこのような取組に、改めまして敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、令和6年分の確定申告におきましては、インボイス制度が開始されて初めて1年分の取引の申告を行うことで、納税額が増える事業者の方が増加したことや、新たにインボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方が一定数いらっしゃることから、個々の事業者の方に寄り添った対応に取り組んでまいりましたところ、お陰様をもちまして、大きな混乱もなく無事に終了することができました。間税会の皆様には、こうした私どもの施策の周知広報を行っていただくなど様々な場面で御協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

私どもといたしましては、今後も引き続き事業者の皆様へ寄り添った丁寧な対応を行ってまいりますので、「インボイス制度の円滑な定着」に向けて御協力を賜りますよう、よろしく御願申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化をはじめとする構造転換に直面しております。その中で、国税庁としては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適性かつ円滑に実現する」という使命を果たすため、将来の経済社会の在り方を見据えつつ、果敢に業務改革を行うとともに、納税環境の整備を進め、納税者の方々の期待に応えられるよう取り組む必要があると考えております。

このため、国税庁におきましては、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション— 税務行政の将来像2023—」を公表し、

- 1 納税者の利便性の向上
- 2 課税徴税事務の効率化・高度化
- 3 事業者のデジタル化促進

の三つを柱として各種取組を進め、税務を起点とした社会全体のデジタル化にも貢献していくこととしております。

このような取組は、国税当局のみの力だけで成しえるものではなく、間税会をはじめとする関係民間団体の皆様の御理解・御協力が何よりも重要でございます。

引き続き税務行政全般の円滑な運営につきまして、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、福岡国税局間税会連合会及び管内各間税会の益々の御発展と、本日御臨席の皆様の御健勝、事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



受彰されました皆様おめでとうございます。  
心よりお祝い申し上げます。

## 会 長 顕 彰

### (1) 功績者表彰

○叙勲褒章受章者

(該当なし)

○納税功労表彰受彰者

財務大臣表彰  
国税庁長官表彰  
国税局長表彰

河野 武司 様 (博 多 間税会)  
 異鳥 明子 様 (小 倉 間税会)  
 福井浩二郎 様 (唐 津 間税会)  
 小齋 至 様 (福 岡 間税会)  
 池永 博速 様 (伊 万 里 間税会)  
 上田 泰博 様 (小 倉 間税会)  
 近藤 純久 様 (大 川 間税会)  
 森 幸雄 様 (平 戸 間税会)

### (2) 永年在職功労者表彰

役員等として10年以上その職にあった者

河野 武司 様 (博 多 間税会)

### (3) 組織拡大功労団体表彰

鳥 栖 間 税 会 殿  
 対 馬 間 税 会 殿  
 平 戸 間 税 会 殿

### (4) 会員加入勸奨功労者表彰

所属間税会の会員加入に多大な功労があった者

富田 直良 様 (博 多 間税会)



第 52 回 福局間連通常総会 会長顕彰受彰者  
2025年6月5日(木)

博多間税会 会員加入勸奨功労者表彰 富田 直良 様	対馬間税会 組織拡大功労団体表彰 渡邊 昭二 様	平戸間税会 国税局長表彰 森 幸雄 様	鳥栖間税会 組織拡大功労団体表彰 中村 忠昭 様	平戸間税会 組織拡大功労団体表彰 堤 好男 様
伊万里間税会 国税局長表彰 池永 博速 様	小倉間税会 国税庁長官表彰 異鳥 明子 様	福岡国税局 局長 大石 一郎 様	福岡間連会長 財務大臣・永年在職功労者表彰 河野 武司 様	唐津間税会 国税局長表彰 福井浩二郎 様

## 福岡局間連役員名簿（専門委員会別）

令和7年7月

役職		会 長 副会長	常任理事	監 事	理 事 (委員会委員)			
単 位 名 称	人 員				総 務	会務運営	税 制	広 報
福 岡	6	新井 洋子 (総務副委員長)	久芳 志治	玉江 正道	小齊 至	中村真太郎	中村 克久	
西福岡	6	橋本千代次 (広報委員長)	入里 健二	満生 順子	小熊 坂哲	友納 剛		岩本 芳浩
博 多	7	(会長) 河野武司	三宅 大祐		森 純子			
		安恒 寿人 (広報副委員長)	藤田ひろみ					
			富田 直良					
		(会務運営副:事務局:専務)上田 正浩						
香 椎	2		川口 利弘					山田 真治
筑 紫	2	田代 雅人 (税制副委員長)			前田 健吾			
八 幡	3		加來 典晴		園田 昌徳	古賀 眞実		
若 松	1		白石 信和					
直 方	1		横溝 淳弥					
田 川	1		梶原 孝文					
飯 塚	1		高田 和彦					
久留米	3	稗島 行雄 (会務運営委員長)				飯笹 学	尾籠 博司	
甘木朝倉	2		矢野 清博				瓜生 茂広	
大 川	2		江藤 義行					江上 義紀
八 女	2		矢加部尚武		高橋 信郎			
大牟田	1		井上 信弘					
小 倉	5	大久保昌逸 (総務委員長)			原田 昭人	桑島 宏子	西賀 徹	異島 明子
門 司	2		前川 善一			河原 珪子		
行 橋	1		林 元治					
佐 賀	2	福岡 桂 (総務副委員長)				杉町 謙吾		
鳥 栖	1		中村 忠昭					
唐 津	1		福井浩二郎					
武 雄	1	白川幸一郎 (税制委員長)						
伊万里	1		山崎 耕造					
長 崎	2	鈴木 茂之 (総務副委員長)			塚本 敏			
諫 早	1		瀬頭 信介					
佐世保	2		加納洋二郎				宮川 茂則	
鳥 原	1		白石 保					
平 戸	2		福田 詮					堤 好男
五 島	1		有川 一徳					
壱 岐	1		石橋福太郎					
対 馬	2		渡邊 昭二			森 昭春		
計	66	10	28	2	8	8	5	5
		40			26			

## 福岡国税局幹部 ご紹介 (敬称略)

福岡国税局では7月に定期人事異動がありました。



福岡国税局長

**小澤 研也**

(東京都出身)

平成 8 年 4 月 大蔵省入省  
 平成 16 年 7 月 国税庁 大臣官房  
                   国際業務課 課長補佐  
 30 年 7 月 主税局 税制第二課 主税企画官  
 令和 元 年 7 月 主税局 税制第一課 主税企画官  
 2 年 7 月 理財局 計画官  
 3 年 7 月 内閣官房 内閣参事官  
 4 年 7 月 主計局 主計官  
 6 年 7 月 主計局 法規課長



福岡国税局  
課税第二部長

**白津 吉弘**

(埼玉県出身)

昭和 63 年 4 月 関東信越国税局入局  
 平成 29 年 7 月 国税庁  
                   課税部課税総括課 課長補佐  
 30 年 7 月 川口税務署 副署長  
 令和 2 年 7 月 関東信越国税局 調査査察部  
                   調査 6 部門統括調査官  
 3 年 7 月 関東信越国税局 課税第一部  
                   統括国税実査官  
 5 年 7 月 佐久税務署長  
 6 年 7 月 関東信越国税局 消費税課長

### 間税会事務担当者の紹介



福岡国税局  
課税第二部  
消費税課長

**山口 直茂**

(出身) 佐賀県  
 (前職) 税理士監理官  
 (趣味) ホークス観戦  
 (座右の銘) 明るく・楽しく・元気よく  
 (間税会に一言)  
 信頼・協調関係を更に発展すべく対話を重視したいと  
 考えております。よろしくお願いいたします。



福岡国税局  
課税第二部  
消費税課  
課長補佐

**森永 隆之**

(出身) 熊本県  
 (前職) 留任  
 (趣味) スポーツ観戦  
 (座右の銘) 一所懸命  
 (間税会に一言)  
 2年目になります。間税会の皆様方と連携・協調を図り、  
 お力添えをいただきたいと思っておりますので、よろ  
 しくお願いいたします。



福岡国税局  
課税第二部  
消費税課  
総務係長

**濱田 恵理**

(出身) 福岡県  
 (前職) 留任  
 (趣味) ピアノ  
 (座右の銘) 笑う門には福来る  
 (間税会に一言)  
 昨年に引き続きよろしくお願いいたします。  
 間税会の皆様方とお会いできるのを楽しみにしており  
 ます。

# 活動報告

## 令和7年度 第2回 常任理事会 開催

福岡国税局間税会連合会

開催日：令和7年8月7日（木） 場所：八仙閣 本店

福岡国税局間税会連合会 河野武司会長は8月7日（木）福岡市博多区の八仙閣で令和7年度2回目の常任理事会を開催した。ご来賓として福岡国税局の山口直茂消費税課長をはじめ森永隆之課長補佐がご出席された。

河野会長あいさつ、山口消費税課長のあいさつに続いて全間連常任理事会（令7年7月29日開催）について専務理事から説明がなされた。その後

○「令和7年度 事業計画（案）」のポイント説明

・特に、重点事項に掲載されている「令和10年4月1日を目標に会員数1万人超えを達成」について、資料「会員増強に関する数値目標」&「簡易版 事務局のための間税会事務のしおり」（令和7年8月簡易版一部改訂・追記）に基づき説明

○「令和8年度 税制及び執行に関する要望書」のポイント説明

- ・消費税はそのほとんどが社会保障費の財源
- ・国の令和7年度一般会計当初予算で国税収入に占める消費税収（約24.9兆円）のウェイトは32%で、引き続き、最も税収の多い基幹税となっているものの、社会保障関係費は約38.3兆円で今後も増加傾向
- ・上記内容はパンフレット「国の財政と消費税の役割」（全単位会に毎年配付）に分かりやすく記載されている

なお、8種類の会議資料が準備されていたが若干多すぎたきらいがある。また、引き続き懇親会が、森永課長補佐の乾杯のご発声で始められ、各会長の皆様の自己紹介等で大いに盛り上がり、大久保副会長（小倉間税会）の閉会のことばで締められました。おって懇親会には伊藤隆彦実務指導専門員が駆けつけてくださいました。来賓の方々3名と常任理事メンバー27名が参加し有意義な時間が過ごせました。



山口消費税課長挨拶



河野会長挨拶



会議風景

常任理事会ご出席者

No.	所属等	役職	氏名	No.	所属等	役職	氏名
1	福岡国税局	消費課長	山口直茂様	16	漢早間税会	常任理事	瀬頭信介様
2	福岡国税局	課長補佐	森永隆之様	17	直方間税会	常任理事	横津淳弥様
3	博多間税会	会長	河野武司様	18	対馬間税会	常任理事	渡邊昭二様
4	小倉間税会	副会長	大久保昌逸様	19	平戸間税会	常任理事	福田一詮様
5	博多間税会	副会長	安恒寿人様	20	博多間税会	常任理事	三宅大祐様
6	福岡間税会	副会長	新井洋子様	21	博多間税会	常任理事	藤田ひろみ様
7	西福岡間税会	副会長	橋本千代次様	22	博多間税会	常任理事	富田直良様
8	佐賀間税会	副会長	福岡桂様	23	福岡間税会	常任理事	久方志治様
9	筑紫間税会	副会長	田代雅人様	24	西福岡間税会	常任理事	入里健二様
10	武雄間税会	副会長	白川幸一郎様	25	八女間税会	常任理事(代理)	吉田元彦様
11	久留米間税会	副会長(代理)	植方義信様	26	佐世保間税会	常任理事(代理)	土岐和彦様
12	八幡間税会	常任理事	加来典晴様	27	大川間税会	常任理事(代理)	中田登三様
13	唐津間税会	常任理事	福井浩二郎様	28	西福岡間税会	監事	満生順子様
14	志岐間税会	常任理事	石橋福太郎様	29	福岡間税会	監事	玉江正道様
15	日本朝倉間税会	常任理事	矢野清博様	30	博多間税会	専務理事	上田正浩様

※福岡間連事務局から会員増強のお願い(会員加入勧奨)※ 会員加入勧奨の際 次のことを対象者の方々にお伝えください

- パソコン及び携帯電話の福岡国税局間税会連合会のホームページから「Web入会」でき「入会希望間税会」欄をスクロールすることで全間税会への入会が可能
- 会員増強の際、是非、ご利用ください。

## 福局間連女性部 研修会開催

福岡国税局間税会連合会 女性部 藤田ひろみ部長

開催日：令和7年8月29日（金） 場所：オリエンタルホテル4階「SAKURA」&3階「YAMAKASA」

福岡国税局間税会連合会 女性部（藤田ひろみ部長）は福岡市博多区のオリエンタルホテルで研修会を開催し局間連及び単位会の女性会員等39人が参加しました。司会者中村副部長（西福岡）の「開会の辞」ではじまり、冒頭 藤田ひろみ女性部長と河野武司福岡間連会長の挨拶がありました。第一部の講師には、福岡国税局 山口直茂消費税課長をお招きし「上杉鷹山」から「久留米間税会」の話まで、多種多様に非常に興味深い講義がありました。すばらしい講義内容に、出席者は多に満足し単位会でも講義をしていただけないかとの質問が相次ぎました。また、第二部の牛乃家こまる（株式会社ビアレス 松尾茂文代表取締役）様の講義は、二部構成で最初の30分は経営者として「マクドナルド」の話（1940年にマクドナルド兄弟がアメリカで最初の店舗を開店してから、世界中で展開する一大ファーストフードチェーンとして常に進化を続けている）を、後半の30分は古典落語の「目黒のさんま」で、聞いていて思わずひきこまれてしまい大変好評でした。

その後、場所を変え、福岡国税局 森永隆之消費税課長補佐の乾杯のご発声で意見交換会がはじまり、素晴らしいディナーのもと活発な意見交換が行われました。毎年好評の研修会です！皆様色々ありがとうございました（^^） /

福岡局間連女性部研修会 次第

1. 開会の辞
  2. 部長挨拶
  3. 来賓紹介
  4. 来賓ご挨拶
  5. 研修会
  6. 閉会の辞
- 第1部・第2部・第3部



藤田部長あいさつ



河野会長あいさつ



山口消費税課長ご講演



松尾茂文代表取締役ご講演



牛乃家こまる様 落語「目黒のさんま」(^^)



森永消費税課長補佐の乾杯のご発声

## 「税を考える週間」等において活用するパンフレット等について

本年も11月11日（火）から17日（月）までの間、「税を考える週間」を迎えます。

福局間連では、この「税を考える週間」行事の広報媒体の一つとして、例年どおり、全間連が作成した「世界の消費税（付加価値税）実施国」の図柄を刷り込んだ①クリアファイルとクリアファイルに挿入して活用する②リーフレットを③ポスターと合わせて全単位会（31単位会：各単位会の希望枚数）に8月末～9月初旬にかけて配付（①～③の3種類）しております。

今回は、そのクリアファイルに挿入する活用リーフレットと説明書を掲載させていただきます。

消費税の使われ方、国の厳しい財政状況、少子高齢化の進展に伴う問題点等々を掲載しますので、間税会会員の皆様に、財政・税制の在り方などを考える上での参考にしていただければ幸いです。

以下「活用パンフレットの説明書」

### 1 もっと知ろう・もっと考えよう 国の財政と消費税の役割

#### (1) 消費税はそのほとんどが社会保障の財源に使われています（間税会ニュース P12 説明）

消費税の税率10%のうち2.2%は地方消費税として、地方公共団体（都道府県・市町村）の税収になります。

また、国の消費税7.8%の収入のうち1.52%は、地方交付税分として地方公共団体に配分されています。したがって、10%の消費税収全体のうち、

国の収入になるのは  $62.8\%$  ( $\{7.8\% - 1.52\% \} \div 10\%$ )、

地方公共団体の収入になるのは  $37.2\%$  ( $\{2.2\% + 1.52\% \} \div 10\%$ ) となります。

国の消費税の収入は、全額が、年金・医療・介護・少子化対策の費用に充てられます。

地方公共団体の消費税の収入のうち、

1.52%分（地方交付税分）は社会保障の財源に、

2.2%(地方消費税)のうち、1.2%分は社会保障の財源に、1%分は地方公共団体の一般行政経費に充てられます。

#### (2) 国の支出（一般会計歳出）（間税会ニュース P12 説明）

令和7年度の国の一般会計歳出予算の総額は115兆1,978億円ですが、消費税収（7.8%分）24兆9,080億円のうち4兆8,571億円（24兆9,080億円×19.5%）は地方交付税分として地方公共団体に配分され、残りの20兆509億円が社会保障関係費のうちの年金・医療・介護・少子化対策の費用に充てられます。

しかしながら、年金・医療・介護・少子化対策に要する費用の総額は33兆2,772億円ですので、消費税収で賄われているのは約60%の割合（60.3%）となっています。

## 2 国の財政・税制の状況を知ろう（間税会ニュース P13 説明）

### 国の収入[一般会計令和 7 年度歳入予算（当初予算）]

令和 7 年度の国の一般会計歳入総額は 115 兆 1,978 億円で、そのうち税金（租税及び印紙収入）は 77 兆 8,190 億円（67.6%）に過ぎず、28 兆 6,471 億円（24.9%）の公債を発行して不足資金を調達しています。

税金のうち一番多いのは消費税の 24 兆 9,080 億円（21.6%）で、次いで所得税の 22 兆 6,660 億円（19.7%）、法人税 19 兆 2,450 億円（16.7%）の順となっています。

## 3 どうして国の借金が増えてしまったのか。

### どう財政を立て直したらいいか考えよう

#### (1) 公債残高の推移（間税会ニュース P13 説明）

国は、連年多額の公債を発行してきているため、令和 7 年度末（令和 8 年 3 月末）の公債残高は約 1,129 兆円になると見込まれています。

これは、一般会計税金（約 77.8 兆円）の約 14 年分に相当する大きな金額であり、また、国民 1 人当たり約 912 万円、4 人家族では約 3,648 万円に相当する借金を背負っていることとなります。

なお、建設公債は、道路や港湾整備など資産が残る支出に充てるための公債ですが、特例公債（赤字公債）は、年金・医療や公務員の給料など、その年に使い切ってしまうものの支出に充てるための公債ですので、後世代においての受益はなく、負担のみが残る不健全な公債とされています。

#### (2) 国の財政を家計に例えると（間税会ニュース P13 説明）

国の財政を家計に例えますと、年収が 865 万円（給与・賞与等の経常収入 778 万円とアルバイト等の臨時収入 87 万円の合計）の家庭が、286 万円の借金をして 1,152 万円の優雅な生活をしていることにより、借金の残高が 11,285 万円になってしまい、首の回らない状況にあります。

支出の面でみますと、借入金の元利払いが 282 万円、田舎にいる父母等への仕送りが 189 万円かかり、生活費には 681 万円を当てている状況です。

これからの借金の元利払いの負担は大きくなりますし、老親の面倒見や子供の教育費も増えてきます。

いつまでも借金をあてにすることはできませんので、今後、がむしゃらに働いて収入を増やし、また、生活費も大幅に切りつめるなど、家計の立て直しを真剣に考えなければならない時期にきています。

## 4 少子高齢化による人口構造の変化、社会保障給付費の増大

### (1) 20歳～64歳人口と65歳以上人口の比率（間税会ニュース P14 説明）

少子高齢化が急速に進んでいることから、高齢者（65歳以上）に対する働き手（20～64歳）の比率は、どんどん小さくなってきます。

高齢者1人に対する働き手の数は、1965年（昭和40年）当時は9.1人となっていました。2024年（令和6年）には1.9人になり、2050年（令和32年）には1.3人になると推計されています。

高齢者が増えると、年金・医療などの社会保障関係費が増えることになり、その費用を働き手に負担してもらうこととすると、少なくなった働き手の負担は重いものになってきます。

このことから、社会保障制度のあり方と税負担など公的負担のあり方などについて、一体的に考え直す必要があると思われまます。

### (2) 社会保障給付費の内訳・社会保障のための給付費の推移（間税会ニュース P14 説明）

高齢化の進展に伴い、社会保障（年金・医療・介護・子育て）の給付費も年々増えてきます。2024年度（令和6年度）の社会保障給付費は、年金62兆円、医療43兆円など、総額で138兆円もかかっています。現行の社会保障制度をこのまま続けると、年金や医療などの給付費がどんどん増えて、将来の世代に大きな負担を残すことになることから、その費用の負担をどうするのか、制度のあり方も含めて見直すことが必要であると思われまます。

## 5 社会保障財源には消費税が最適といわれる理由

### 税目別の税収の推移（間税会ニュース P14 説明）

わが国の主要な税目である所得税・法人税・消費税・相続税の平成元年度以降の税収の推移を見てみますと、所得税と法人税は景気の動向などにより大きく変動しています。また、相続税はあまり変動しませんが、税収は限られたものになっています。

これに対し消費税は、税率3%当時は6兆円前後、4%（地方消費税込5%）時は10兆円前後、6.3%（地方消費税込8%）に上げられた26年度以降は約17兆円前後であり、また、7.8%（地方消費税込10%）に上げられた令和元年度以降も安定したまとまった規模の税収をもたらし、令和7年度には約25兆円に増加しています。

## 6 消費税は事業者が納付する「預り金的性格をもった税」です。

期限内に納付しましょう。間税会は消費税期限内完納運動を推進しています

## 7 消費税インボイス制度（間税会ニュース P15 説明）

消費税の仕入税額控除制度については、令和 5 年 10 月 1 日から「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が実施されました。この制度の内容については、国税庁ホームページの「インボイスセイド特設サイト」に紹介されていますので、ご覧ください。

なお、この制度については、その円滑な実施を図る観点から、様々な中小事業者等向けの負担緩和措置等が講じられていますが、このうち令和 8 年度中に廃止期限が到来するもの（※）があります。

全間連としては、これらの措置は、中小事業者にとって非常に重要なものですので、インボイス制度導入後の実務の実態等をもう暫く検証すべきであり、それまでの間、摘要期限の延長を検討すべきと考えております。

（※） 令和 8 年度中に廃止期限が到来する特例

- ・ 2割特例（免税事業者からインボイス発行事業者になった者の納付税額を売上税額の 2 割とすることができる特例）：令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間で廃止
- ・ 8割控除（免税事業者等からの仕入税額相当額の 8 割を仕入税額控除できる特例）：令和 8 年 10 月 1 日以降は 5 割控除に縮減

## 8 消費税の軽減税率制度（間税会ニュース P15 説明）

令和元年 10 月 1 日から、消費税（地方消費税を含む）の税率が 8% から 10% に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率（8%）の対象品目

- 飲食料品 食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、一定の一体資産を含み、  
外食やケータリング等は含まれません。
- 新聞 定期購買契約が締結された週 2 回以上発行される新聞（業界紙やスポーツ紙も含む）をいいます。

## 9 消費税はこんな仕組みになっています（間税会ニュース P15 説明）

消費税は、消費に比例的で広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての商品・サービスの販売等を課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税されます。また、生産・流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を差し引き、その差引税額を納付することとされています。

事業者には課される税相当額はコストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担する仕組みの間接税です。この表は、消費税率 10% で計算されています。

安心して暮らせる社会をめざして



かんちゃん

もっと知ろう  
もっと考えよう

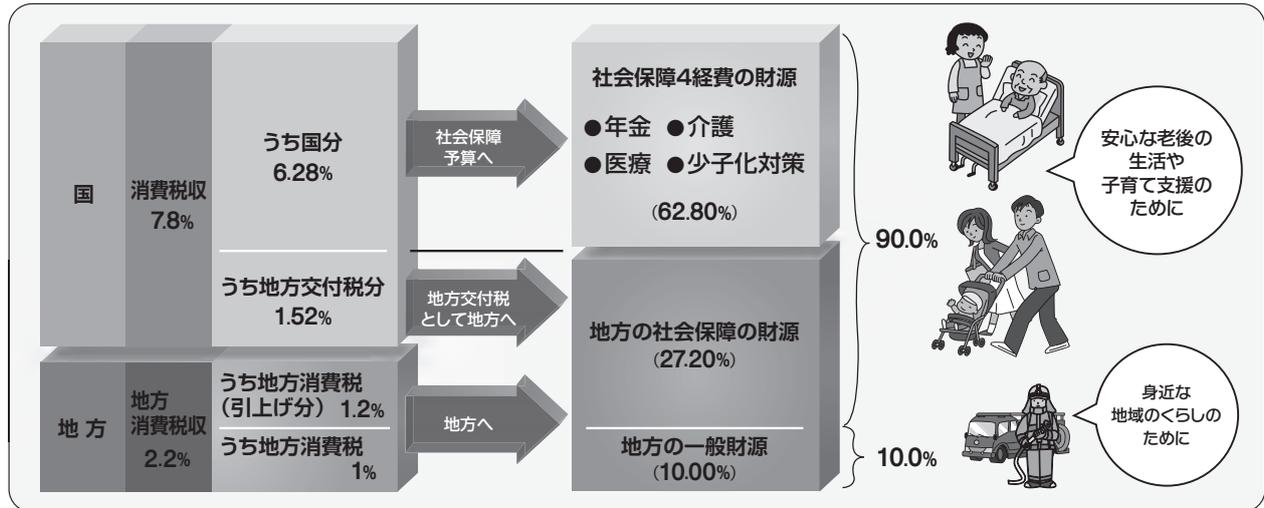
# 国の財政と消費税の役割



しょうちゃん

## ■ 消費税はそのほとんどが社会保障の財源に使われています

10%の消費税のうち9割は、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障に使われています。  
残りの1割は、地方の一般財源として、身近な地域のくらしのために活用されています。

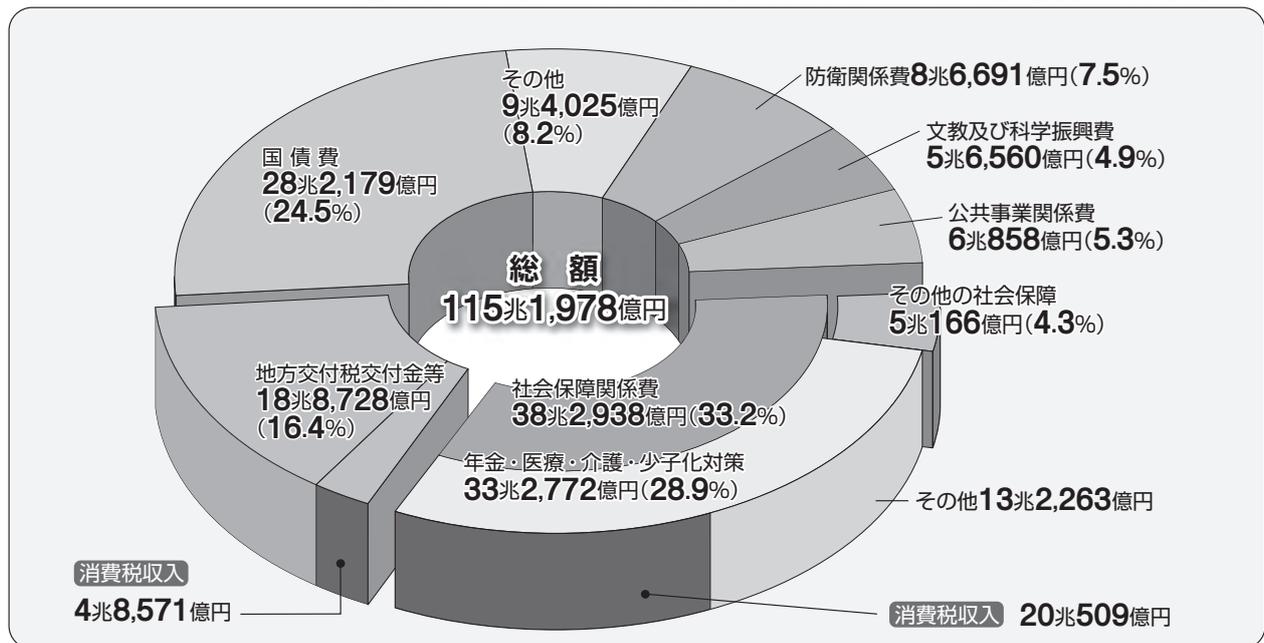


## ■ 国の支出(一般会計歳出)

(令和7年度当初予算)

1番多いのは社会保障関係費(年金・医療・介護・少子化対策などの費用)で約33%、2番目が国債費(国債の償還や利払い費)で約25%、3番目が地方交付税交付金等(地方公共団体への助成金等)で約16%、これらだけで支出の約74%を使っています。国の消費税は、社会保障関係費の中で、年金・医療・介護・少子化対策の費用に充てられています。

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。



全国間税会総連合会

<https://www.kanzeikai.jp>



間税会は 消費税(間接税)のあり方を考える会です

令和7年4月版  
(2025)

# 国の財政・税制の状況を知ろう

国の財政は、本来なら税収の範囲内で歳出をまかなうのが基本ですが、財政需要の増加などにより、毎年多額の公債（国の借金）に頼っています。

## ■ 国の収入【一般会計令和7年度歳入予算（当初予算）】

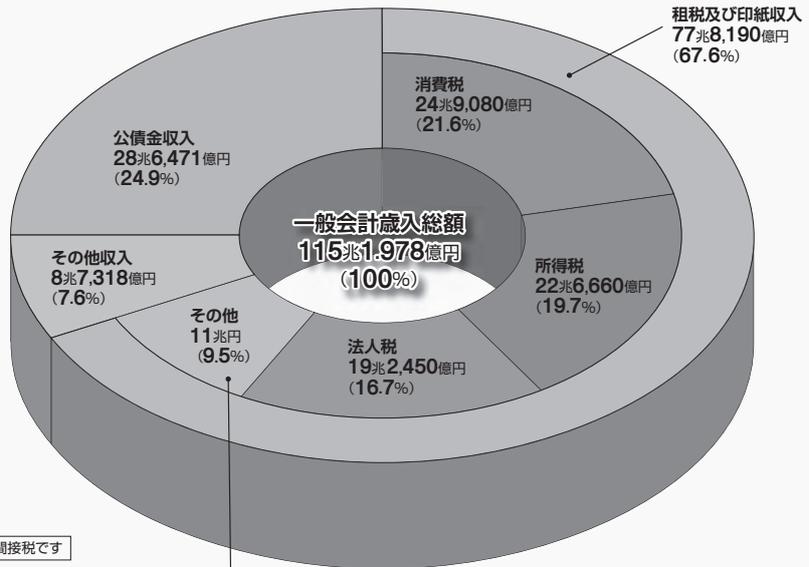
（注）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

消費税は最も大きな税収をもたらす基幹税です。

税収のトップは消費税で、次いで所得税、法人税と続いています。

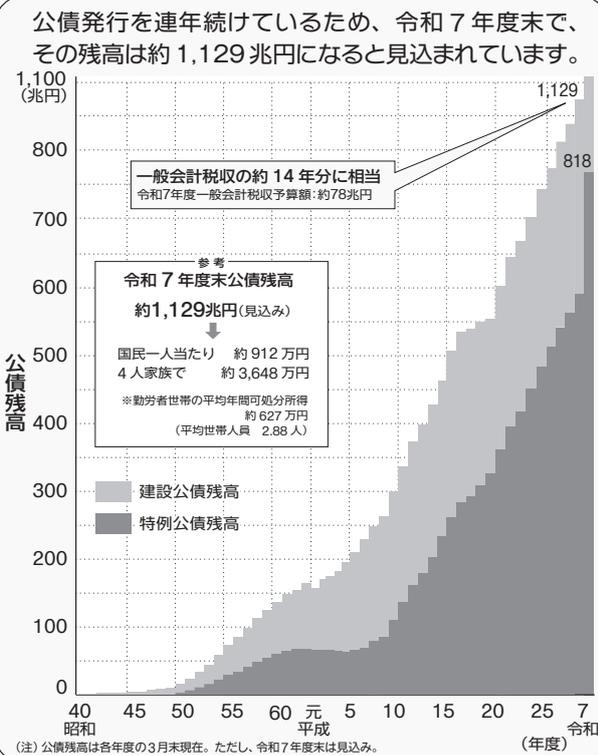
消費税は7.8%の国税分（約24.9兆円）を記載しています。地方消費税は2.2%（約6.5兆円）であり合計で10%（約31.4兆円）。

- 相続税 3兆4,610億円(3.0%)
  - 揮発油税 1兆9,760億円(1.7%)
  - 酒税 1兆1,740億円(1.0%)
  - 関税 9,890億円(0.9%)
  - たばこ税 9,530億円(0.8%)
  - 石油石炭税 6,010億円(0.5%)
  - 自動車重量税 4,070億円(0.4%)
  - 電源開発促進税 3,070億円(0.3%)
  - その他の税収 1,020億円(0.1%)
  - 印紙収入 1兆300億円(0.9%)
- .....印は間接税です

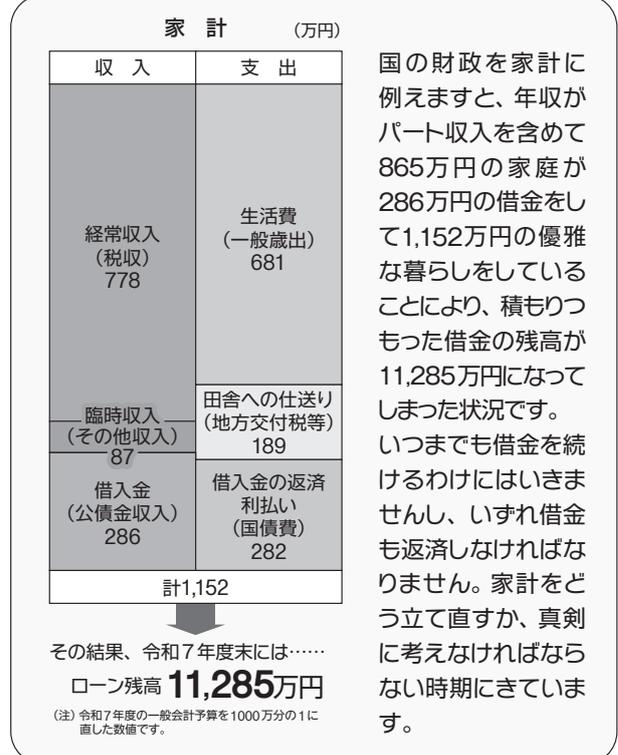


## どうして国の借金が増えてしまったのか。どう財政を立て直したらいいか考えよう

### ■ 公債残高の推移



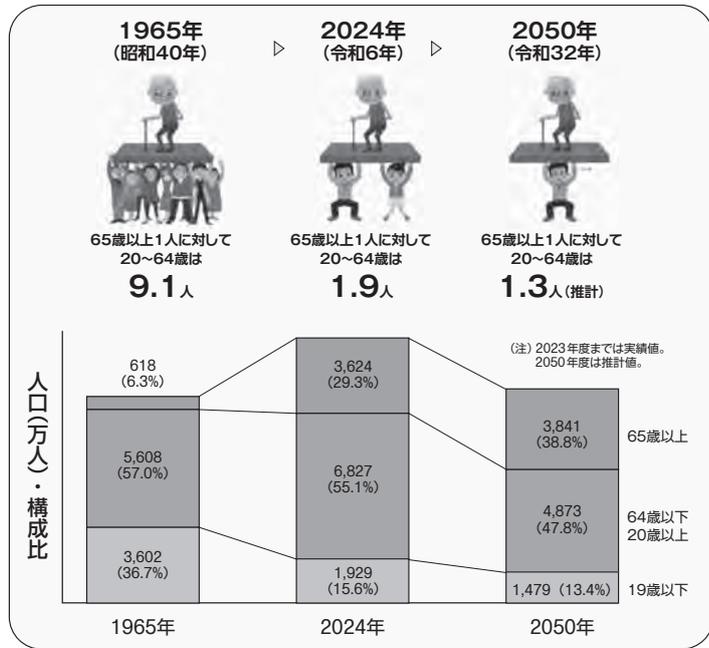
### ■ 国の財政を家計に例えると



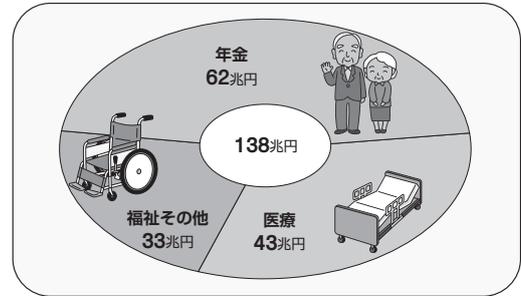
## 少子高齢化による人口構造の変化、社会保障給付費の増大

少子高齢化の急速な進展により、高齢者（65歳以上）に対する働き手（20～64歳）の比率は年々小さくなり、また、社会保障（年金・医療・介護等）の給付費も、急増しています。そのため、社会保障給付のための財源の確保と、社会保障制度の見直しが、大きな課題となっています。

### ■ 20歳～64歳人口と65歳以上人口の比率

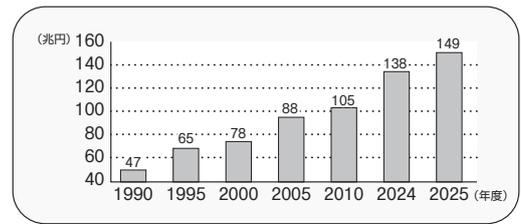


### ■ 社会保障給付費の内訳 (2024年度)



### ■ 社会保障のための給付費の推移

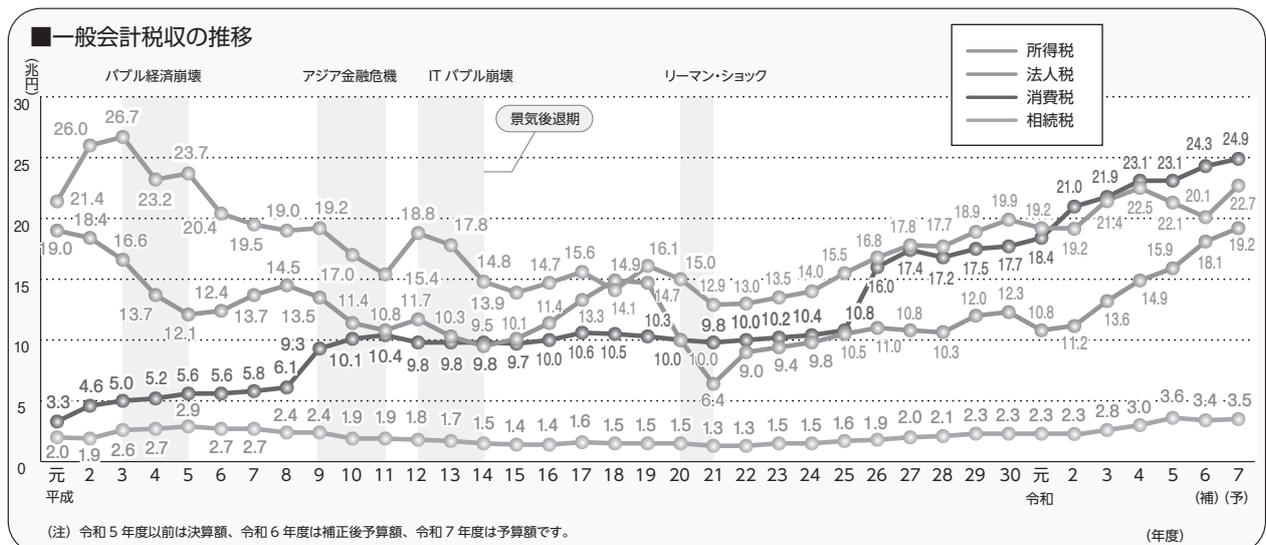
今の制度のままだと毎年増え続けると予想されます。



## 社会保障財源には消費税が最適といわれる理由

所得税、法人税の税収は、景気の動向などにより大きく変動しますが、消費税は景気に左右されにくく安定的であるとともに、働く世代など特定の者に負担が集中することなく、経済活動に中立的といわれています。

### ■ 税目別の税収の推移 消費税収の安定性がわかります。



消費税は事業者が納付する「預り金的な性格をもった税」です。期限内に納付しましょう。  
間税会は消費税期限内完納運動を推進しています。



## 消費税 インボイス制度

■ インボイス制度特設サイト

特集 国税庁 **インボイス制度** 特設サイト  
説明会、パンフレット・Q&A、相談窓口の連絡先等をご案内しています。

インボイス制度 国税庁 **公表サイト**  
インボイスに記載されている登録番号の確認はこちら

※左記、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」はこちらへ↓



## 消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日から、消費税（地方消費税を含む）の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。軽減税率は8%です。

### 軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

食品表示法に規定する食品（酒類、外食、ケータリング等は除き、一定の要件を満たす一体資産を含みます）

新聞

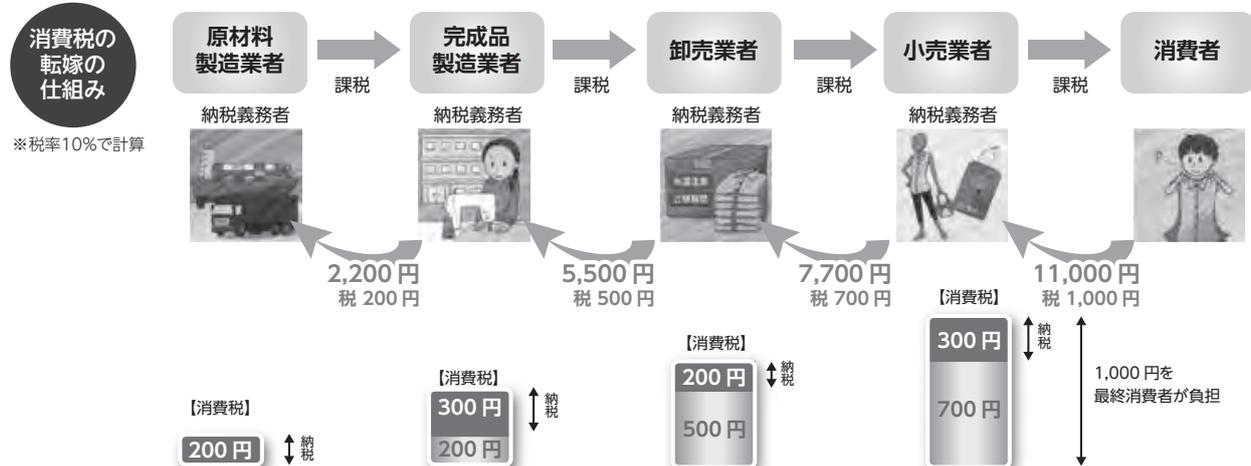
定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞（業界紙やスポーツ紙を含み、電子版や駅、コンビニ等での一部売りは含みません）

### 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



## 消費税はこんな仕組みになっています

消費税は、消費に比例的で広く公平に負担を求める税金です。原則として全ての商品・サービスの販売等を課税対象とし、事業者を納税義務者として、売上げに課税を行い、税の累積を避けるために、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を差し引き、その差引税額を納付します。事業者に課せられる税相当額はコストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担する仕組みの間接税です。





フレコン・土のう



テープ類



ストレッチフィルム

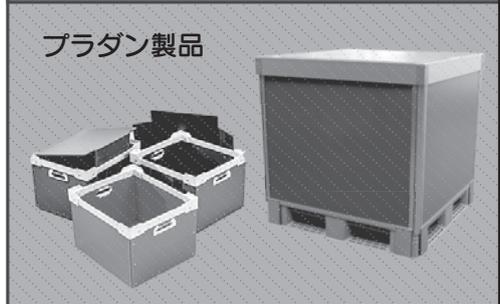
あなたの身の回りで役立つ  
 様々なものを  
 取り扱っております。



ダンボール製品



防災対策製品



プラダン製品

包装から始まる総合商社  
**河野産業株式会社**

〒812-0064 福岡市東区松田1丁目12-41  
 TEL 092-611-5647 FAX 092-622-7339  
<https://www.kawano-ind.co.jp>



## 50年の感謝と世界に羽ばたく

感謝の心を原動力にして、自らの可能性を広げ、世界へ飛び立つことを目指します。

感謝とは、人との繋がり与えられた機会への感謝から生まれ心に根付くものです。

50年の感謝の気持ちが、エントリーグループを支え前に進む力の源になり、

エントリーグループは感謝の翼で世界へ羽ばたきます。



企業と人材の架け橋となる



# 税理士法人北九州総合会計

KITAKYUSHU INTEGRATED ACCOUNTING FIRM'S CO.

代表社員税理士 大久保 昌 逸  
 副 所 長税理士 大久保 倫 子  
 社 員税理士 青 山 洋 平  
 税理士 仲 村 修 平

税理士 弘 谷 一 浩  
 税理士 林 田 紘 明  
 税理士 武 内 秀 夫

〒802-0066 北九州市小倉北区萩崎町10-15  
 ■TEL.093-932-7750 FAX.093-932-7751  
<http://www.omc-inc.co.jp>

# SKFC



## サンケンフォーキャスト株式会社

コンピュータソフトウェアの開発及び導入

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-28 いちご博多ビル9F  
 TEL.(092)283-3138 FAX.(092)283-3148  
<https://www.skfc.jp>



時代を予知する

ずっと支える、地域の未来を



福岡商店

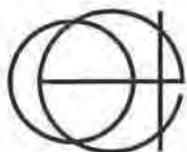
## 株式会社福岡商店

代表取締役 福岡 桂

本 社	佐賀市水ヶ江一丁目2番33号	TEL 0952-24-0111	FAX 0952-29-4301
武雄営業所	武雄市武雄町大字武雄4949番	TEL 0954-23-3181	FAX 0954-23-3183
福岡営業所	福岡市早良区早良2丁目1番1号	TEL 092-872-4881	FAX 092-872-4882
唐津営業所	唐津市中瀬通10番3号	TEL 0955-73-0307	FAX 0955-74-2105
酒類販売所	神崎市神崎町姉川1878番	TEL 0952-37-0620	FAX 0952-37-0621

より確かなチームワークで。

- 生コンクリート
- セメント各種・地盤改良材
- 建設資材関連  
(パイル・高欄・景観資材)
- 建築資材関連  
(屋根・床・外壁資材)
- 土木資材関連  
(上下水・農水用資材・  
鋼材・暗渠資材・その他)
- 酒類販売



# ETO

since 1920

木のぬくもりを、人へ、未来へ

URL-<https://www.eto-web.com>

## 株式会社エトウ

福岡県大川市鐘ヶ江227-2

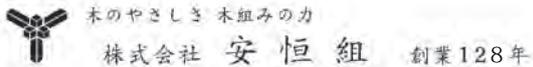
代表取締役 山崎 彩

tel:0944-87-5888





〒812-0012  
 福岡市博多区博多中央街8番1号  
 JRJP博多ビル3F  
 tel.092-441-0012 fax.092-473-1448  
 代表社員税理士  
 藤田ひろみ



代表取締役社長 安恒 寿人  
 一級建築士  
 業務内容 住宅設計・施工・リフォーム  
 事務所 〒812-0034 福岡市博多区下呉服町2-24  
 TEL: 092-271-3345 (代)  
 FAX: 092-291-8281  
 携帯: 090-3986-9829  
 E-mail: yasutsune-gumi@msg.biglobe.ne.jp  
 URL: http://www.yasutsune-gumi.jp/

## 株式会社アスノ信拓

代表取締役 玉江 正道

TEL 092-715-0010 FAX 092-751-6251  
<http://www.asuno.jp>

オフィス文化を創造する!!  
 OA機器・オフィス用品の総合商社



北九州市八幡東区白川町4番2号  
 代表取締役 加来真洋  
 相談役 加来典晴  
<http://www.kakubunki.co.jp>  
 e-mail: kaku@kakubunki.co.jp



<https://www.fukuokahibiki.co.jp/>

© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L656106



株式会社 志道工務店  
 総合建設業 一級建築士事務所

代表取締役社長  
 藤井 武樹 FUJII TAKEKI

■本 社 〒805-0032 北九州市八幡東区松尾町22-10  
 TEL 093-651-4165(代) FAX 093-651-4166  
 ■構内事務所 日本製鉄株式会社構内 TEL 093-872-5221  
 ■水巻支店 〒807-0001 逸賢郡水巻町猪熊8丁目13-50  
 TEL 093-202-8867  
 E-mail: t-fujii@shiji.co.jp



各種高圧ガス販売

株式会社 ソノダ

代表取締役 園田昌徳

〒807-0072 北九州市八幡西区上津役2丁目19番16号  
 TEL (093) 612-2612  
 FAX (093) 613-5692  
<http://www.sonoda-gas.com>

## 能丸・松原 税理士法人

社員税理士 能丸 政孝

〒805-0061 北九州市八幡東区西本町4丁目14番14号  
 TEL 093-662-1331 FAX 093-662-1346  
 MAIL noumaru-m@tkcnf.or.jp

RENIXT 株式会社ルネックスコーポレーション

代表取締役 古賀真実

〒806-0067 北九州市八幡西区引野2丁目2番10号  
 ルネックスコカ 703号  
 TEL/FAX 093-621-1525



オルケスタ税理士法人

海外税務専門

税理士 山下 久幸

税理士 満生 順子

福岡市西区姪浜駅南3-1-9-2F

TEL 080 - 7418 - 4127



EIDENSHA

株式会社 栄電舎

〒830-0047

福岡県久留米市津福本町南津留2348-8

TEL 0942-38-1211 FAX 0942-38-3988

<https://www.eidensha-group.com/>



販売 (建材・木材・プレカット材等)  
建設業 (内装仕上げ・建具・ガラス工事等)

明日をつくら  
フクイM&C株式会社

代表取締役 福井 浩二郎

〒847-0081 佐賀県唐津市和多田南先石 1-29

TEL: 0955-73-2111 Fax: 0955-75-3666



税理士法人白川会計

代表社員/公認会計士/税理士

白川 秀樹

〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原750

TEL 0954-63-4171 FAX 0954-63-4176

株式会社 庭建

Garden & Exterior TEIKEN Co., Ltd.

庭建公式HP

佐世保中央公園公式HP



〒857-1161 長崎県佐世保市大塔町574番地5 電話:0956-31-2611



西部産業株式会社

代表取締役 相良 圭一郎

本社 長崎県佐世保市浜田町 1番1号

TEL 0956 (22) 8181 FAX 0956 (22) 3822



誠実な対応 安心と信頼

上田正浩 税理士事務所

税理士 上田 正浩

〒819-0046 福岡市西区西の丘2丁目16-11

携帯 090(7467)7945

電話 092(885)8326 FAX 092(400)2831

E-mail: tulip-s-7175@gol.com

ご協賛いただき誠にありがとうございます。

心より感謝申し上げます。

給与・会計担当の方 必見!!

# 使ってみたら**便利**です！ キャッシュレス納付！

## キャッシュレス納付 3大メリット!!

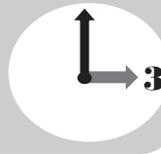
### メリット1

お出かけ不要！  
待ち時間なし！



### メリット2

15時過ぎても  
大丈夫！



### メリット3

操作は、  
簡単・明快！



## あなたに適したキャッシュレス納付が選べます

### ダイレクト納付

即時（又は指定した期日）に、届出口座から  
振替により納付する方法

納付日を指定できる  
**唯一**の納付方法

Direct

### インターネットバンキング

インターネットバンキング  
口座等から納付する方法

口座があれば  
**即**利用可能

Internet  
Banking

### 振替納税 ※個人の方のみ利用可能

Direct Debit

### スマホアプリ納付

App

### クレジットカード納付

Credit

各キャッシュレス納付の  
詳細はコチラ

(福岡局HP) →



ダイレクト納付の詳細はコチラ  
**操作マニュアル**もあります!!

(福岡局HP) →



**イチオシ!!**

特に **源泉所得税** は、キャッシュレスがオススメ!!

どなたでも利用可能な **体験コーナー** あります!!  
まずは気軽に体験してみませんか?



(e-Tax HP)



**住民税をはじめとする地方税も**

**eLTAXでキャッシュレス!!**



(eLTAX HP)

# 源泉所得税

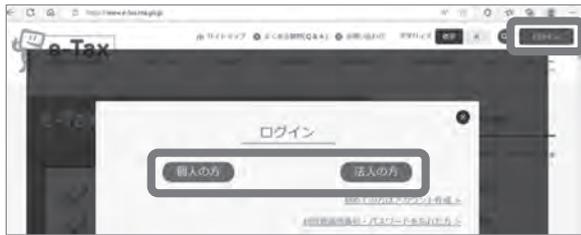


## ダイレクト納付 操作手順書

STEP

### 1 「e-Tax (WEB版)」にログイン

e-Tax



右上の **ログイン** →  
**個人の方** or **法人の方** をクリック



利用者識別番号と  
パスワードを入力し  
**ログイン** を  
クリック

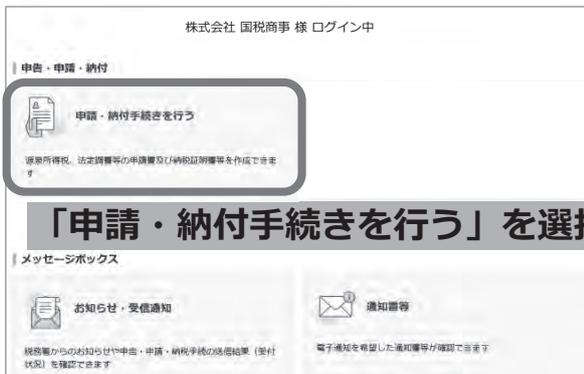
メモ  
ID:  
PW:

STEP

### 2 「所得税徴収高計算書」の作成・送信

#### 1 「作成する計算書」の選択と「提出先税務署」の確認

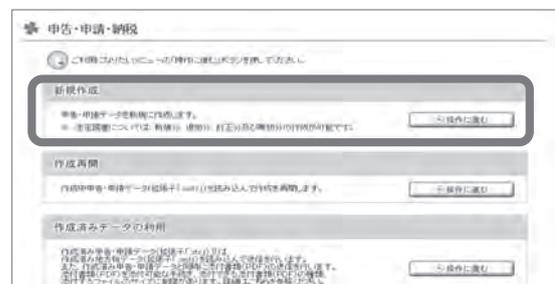
##### ① メインメニュー



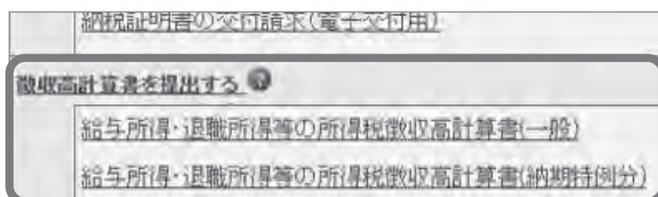
**「申請・納付手続きを行う」を選択**

「新規作成」の

**操作に進む** をクリック

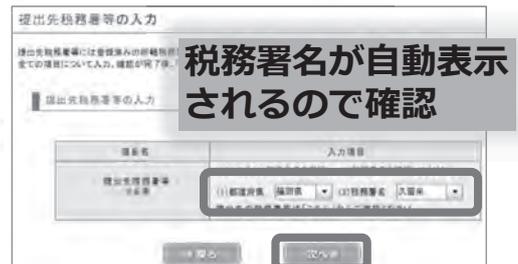


##### ② 作成する計算書種類を選択



「徴収高計算書を提出する」から  
毎月納付の場合は（一般）、  
半年納付の場合は（納期特例分）を選択

##### ③ 提出先税務署の確認



## 2 所得税徴収高計算書の作成

※ ここでは、源泉所得税の毎月納付を例に説明します。



### ④ 支給月の入力・区分の選択

### ⑤ 支給額等の入力

※ 本税（合計）欄は自動入力されます

## 3 入力内容の確認・送信

### ⑥ 入力内容の確認

### ⑦ 受付システムへの送信

### ⑧ 受付結果の確認

受信通知（納付区分番号通知）  
 (注) 自動ダイレクトを利用の☑を外した場合はSTEP 3へ

自動ダイレクトの場合はこれで手続完了!!

引落日に引落結果をご確認ください (P4 4へ)

## 引落日は次から選べます

納付	操作方法	送信日・選択	口座引落日
自動ダイレクト	自動ダイレクトを利用し☑して送信するだけ	納期限の前日までに送信	納期限の日の早朝
		納期限当日に送信	納期限の翌取引日の早朝
上記以外	自動ダイレクトを利用の☑を外して送信後、受信通知から納付指示	今すぐに納付される方を選択 納付日を指定される方を選択	納付操作の直後 指定納付日の早朝

※ 引落日の前日までに残高の確認をお願いします

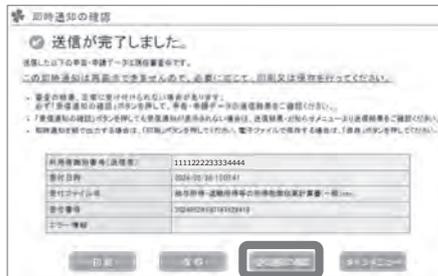
STEP

3

## 「自動ダイレクト」以外で納付する場合



### ① 引落日の選択



即時通知の画面を閉じた場合は、メインメニューの「お知らせ・受信通知」から開くことができます

- **すぐに納付をする場合は、**  
 **今すぐに納付される方** を選択
- **期日を指定して納付をする場合は、**  
 **納付日を指定される方** を選択

### 受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

納付内容を確認し、以下のボタンより納付してください。  
 ※この手続きは、申告データの送信ではありません。

氏名又は名称	株式会社国税商事
受付番号	20240528130747629419
受付日時	2024/05/28 13:07:47
納付先	久留米税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税

各種手続・サービス

**ダイレクト納付**

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

### ② 内容の確認

上記内容を確認済みに☑をして納付

- ✓ 納付日を指定する場合は納付日を入力
- ✓ 引落口座を複数登録している場合は引落する口座を選択

### ダイレクト納付（今すぐ納付）

引落先 引き落とし口座

● ○○銀行 ●●支店 普通預金 12345678

上記の内容を全て確認しました。

### 受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

送信された納付内容に基づき、登録口座より引き落とし処理中です。  
 ※ この手続きは、申告データの送信ではありません。

利用者識別番号 1111222233334444



すぐに納付の場合は引続き、  
納付日指定の場合は指定日に、  
引落結果を必ずご確認ください

STEP  
(P4 **4** へ)



STEP

4

## 引落結果の確認

重要



### ① メインメニュー

株式会社 国税商事 様 ログイン中

申告・申請・納付

確定申告を行う | 申請・納付手続きを行う

所得税、課税税、個人納税等の申告書を作成できます。 | 源泉所得税、法定調書等の申請書及び納税証明書を作成できます。

**「お知らせ・受信通知」を選択**

メッセージボックス

お知らせ・受信通知 | 通知書等

税務署からのお知らせや申告・申請・納付手続の進捗結果（受付状況）を確認できます。 | 電子通知を希望した通知欄が確認できます。

### ② メッセージボックス一覧

お知らせ・受信通知

受信フォルダ

すべて選択 ※ 引落済の場合 平紙のみ表示  ON/OFF

納税

ダイレクト納付完了通知

**「ダイレクト納付完了通知」をダブルクリック ※ 引落済の場合**

納税

エラーの場合  ダイレクト納付エラー通知

### ③ 結果確認

※ 引落済の場合

受信通知（ダイレクト納付完了通知）

通知内容

ダイレクト納付による登録口座からの引き落としが完了しました。

※ エラーの場合

受信通知（ダイレクト納付エラー通知）

通知内容

① エラー

ダイレクト納付による登録口座からの引き落としができませんでした。エラー情報をご確認ください。

エラー情報

HUBH122E:残高不足のため、届出された預貯金口座からの引き落としができませんでした。口座の残高をご確認いただき、再度ダイレクト納付を行ってください。

STEP  
引落しできなかった場合は、P3 **3** 「今すぐに納付される方」の方法で、再度納付操作をしてください

注：納期限を過ぎて操作した場合は、延滞税がかかることがあります



メインメニューのマイページから任意のメールアドレスを登録すると、お知らせが送信されるので、ログインせずに件名から確認することもできます

#### 「正常に引落された場合」

(件名) 税務署からのお知らせ (\*\*\*\*\*) 【ダイレクト納付完了に関するお知らせ】

(定型文)

\*\*\*\*\*

**件名が「納付完了」**

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。ダイレクト納付が完了しましたので、ご連絡します。詳細については、メッセージボックスに格納しましたので、内容をご確認ください。

e-Taxの利用可能期間内に、e-Taxホームページからログインの上、「お知らせ・受信通知」よりご確認ください。

○ 注意事項  
・e-Taxの利用可能期間は、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 本メールは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

#### 「残高不足等で引落されなかった場合」

(件名) 税務署からのお知らせ (\*\*\*\*\*) 【ダイレクト納付エラーに関するお知らせ】

(定型文)

\*\*\*\*\*

**件名が「納付エラー」**

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。ダイレクト納付がエラーとなり、納付が完了しませんでした。エラーとなった理由について、メッセージボックスに格納しましたので、内容をご確認ください。

e-Taxの利用可能期間内に、e-Taxホームページからログインの上、「お知らせ・受信通知」よりご確認ください。

○ 注意事項  
・e-Taxの利用可能期間は、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 本メールは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

## 【参考】 帳票イメージの印刷

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

受付日時 2024/05/28 13:07:47

納付先 久留米税務署

種別 源泉所得税引当金特別徴収通知

帳票を表示する

帳票を作成する

帳票の表示

申告・納税ページに該当する申告書の帳票 (PDF) を表示できます。表示する期間を選択してください。

作成済の帳票

すべて選択 | 通知欄

給与所得・退職所得等の所得控除計算書(一部) - 1号

帳票を作成

メッセージボックスの「受信通知（納付区分番号通知）」から

帳票を表示する →

帳票作成 を行うと、PDFが作成されるので、印刷できます

福岡国税局・税務署 (R6.9)